# 運 営 規 程

社会福祉法人 福寿会 ほっとin福寿草

# ほっと i n 福寿草 指定(介護予防) 短期入所生活介護運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会が設置するほっとin福寿草(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等 は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介 護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身 機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図 る。
  - 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相 談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常 生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他 の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心 身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向 上を目指すものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居 宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連 携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 ほっとin福寿草
  - (2) 所在地 山形市飯田五丁目1番53号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。 (介護予防も合算して表記する)
  - (1)管理者 1名 (生活相談員兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - (2) 医師(嘱託医) 1名 医師は、利用者の健康管理、健康相談及び療養上の指導を行う。
  - (3) 生活相談員 1名以上 (うち1名管理者兼務) 生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、他の従業者と共同して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画書の作成、市町村・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター及び他のサービス事業所との連絡調整等の業務に従事する。
  - (4)看 護 職 員(機能訓練指導員兼務)1名以上 利用者の身体の状況を的確に把握するなど、健康管理等の業務に従 事する。
  - (5)介護職員 9名以上 利用者の日常生活の世話(食事、入浴、排泄、整容等)の業務に従 事する。
  - (6)機能訓練指導員(看護職員兼務)1名以上 利用者の日常生活上の機能訓練の業務に従事する。
  - (7) 栄養士 1名以上 利用者の食事の献立作成、栄養量の計算、給食記録、食品管理等の 業務に従事する。
  - (8)調理 利用者の食事の調理、配膳等の業務に従事する。
  - (9) そ の 他 従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の 提供を行う。

(利用定員)

第5条 当事業所の利用定員は25人とする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス内容)

第6条 当事業所のサービス内容は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の 自立支援と日常生活の充実に資するよう、次のサービス内容を適切 に行うものとする。

- (1) 利用者の日常生活の援助に関すること
- (2) 利用者の機能訓練に関すること
- (3) 利用者の健康管理に関すること
- (4) 利用者の家族の相談、助言に関すること
- (5) 利用者の入退所時の居宅から事業所の間の送迎

#### (利用料)

- 第7条 当事業所が提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入 所生活介護の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定 短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受 領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保 険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払を受けるもの とする。
  - 2 第8条における通常の送迎の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、 実施地域を超えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。 通常の送迎の実施地域を超えた地点から1キロメートル×30円
  - 3 その他の費用 事業所は前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の 額の支払を利用者から受ける事ができる。尚、滞在費については、 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証 に記載された金額を1日あたりの利用料金とする。食費について は、介護負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定 証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。
  - (1) 滞在費 個室 1,500円 多床室 600円
  - (2)食費 1日 1,590円

(朝食 360円 昼食 780円 夕食 450円)

- (3) 理容代 実費
- (4) キャンセル料 欠食となった食事代(利用予定日2日前の11時 まで申し出がなかった場合)
- (5) レクリエーション費 実費
- (6)日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用 は実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明をした上

で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、山形市、上山市の区域とする。

### (サービス利用に当っての留意事項)

- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
  - 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示 を行う。
    - ①気分が悪くなった時はすみやかに申し出る
    - ②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する

## (緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所 生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他 緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協 力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければな らない。

## (非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防 災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓 練を行う。

#### (その他運営についての留意事項)

- 第12号 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次の とおり設けるものとし、また、事務体制を整備する。
  - ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ②継続研修 年1回以上または随時
  - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を 保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を 保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法 人福寿会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族 等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見し た場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 附則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- この規定は、令和5年10月1日から施行する。
- この規定は、令和5年12月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日より施行する。
- この規定は、令和7年1月1日より施行する。